

安全会一問一答（解釈基準）

福井県PTA連合会安全会

◎ 加入について

Q 1. 単位PTAで希望者のみ加入できるか。

県Pの事業としての安全会ですから、全員（全世帯）（教師会員も含めて）加入が原則です。

Q 2. 加入申込の期限・有効期間はどのようになっているか。

4月1日現在の会員世帯数および教職員数により、5月末日までに申込み、会費（100円×申込数）を6月末日までに納入すれば、4月1日以降の災害に適用されます。6月1日以降の申込みについては、会費納入の日より翌年3月31日までの期間が対象になります。

Q 3. 教職員で児童生徒のいる場合、会費はどのようになるのか。

教職員の在職する学校に、児童生徒が在学する場合は、当該教職員は父母会員に含め、教職員会員の数から除外して下さい。なお学校（所属PTA）が異なる場合は、それぞれのPTAで会費を納入することになります。

Q 4. 見舞金の給付を多くしたいために、2口加入はできないか。

見舞金の性格から、1会員1口とさせていただきます。

Q 5. 加入できる会員の資格に制限があるのか。

福井県PTA連合会に加入している県内の国公立小・中学校の単位PTAの全会員が加入できます。また、公立幼稚園も加入できます。会員以外でも会費を納めPTA活動をしている者は準会員として認めています。

Q 6. 会費はどのようにして集めたらよいか。

単Pで最も都合のよい方法でよいのですが、一般的には総会で加入を決議し、一般会計等に計上しておく方法、年度当初の一般会費集金の際、安全会費100円を加算して集金する方法があるでしょう。

Q 7. 年度の途中で転出したり、転入する会員の会費はどのようになるのか。

県外県内を問わず、転出入にともなう会費の返還・納入の措置はいたしません。ただし転入先の単Pが、安全会に加入していない場合は、災害を受けられても給付が受けられません。

◎給付の対象について

Q 1. 給付の対象となるPTA活動とはどういうものか。

各PTAが社会教育の充実・発展のために、主催または共催する活動行事で、定期・臨時を問いません。

Q 2. 具体的にPTA活動とはどのようなものか。

次のように分類してご理解下さい。

(1) P T A行事関係

- ・単Pの総会・役員会・学級P T A・地区P T A・研修会等市町村段階や県・東海北陸ブロック・全国段階のP T A行事への参加中の事故
- ・P T Aが企画し実施した奉仕作業・キャンプ・ハイキング・各種スポーツ大会・水泳監視・通学路点検・生活指導などの活動中の事故

(2) 学校行事関係

学校行事のうちでも、子どもの健全育成のためP T Aが積極的に参加することを決めた体育会・学芸会・授業参観・総合的学習等に参加中の事故。

但し、学校行事での当事者である児童生徒、および先生方は日本スポーツ振興センターまたは公務災害の対象となり、この対象になりません。

(3) 他の機関・団体の行事

地方公共団体等が企画したスポーツ大会・レクリエーション行事に、そのP T A組織の行事の一貫として参加中の事故

Q 3. 地域の子ども会活動中に起きた事故は対象となるか。

通常は別の組織ですから対象となりません。ただ地区によってはP T Aの組織の中に組みこまれている場合がありますが、この場合は対象となります。ただしこの場合でも子ども会の保険に加入されている場合等は協議させていただきます。

Q 4. 給付の対象にならないのはどんな場合か。

- (1) 予め、会として計画、承認された事業でなく、個人やグループが自由に実施した活動
- (2) 風水害・震災、その他非常災害による事故
- (3) 被災者の故意または重大な過失による事故
- (4) P T A活動参加途中の事故であっても、私用で寄り道をした場合

Q 5. P T Aの会合や活動等に幼児を連れてゆき、幼児が災害を受けた場合は対象になるのか。

幼児が自分でおこした事故は対象になりません。ただし、幼児がP T A活動によって受けた災害は対象となります。(賠償保険適用)

Q 6. P T A活動に参加した児童・生徒が、その活動中でなく、自由勝手に遊び等をしておきた事故は対象となるか。

なりません。あくまでPTA活動に伴う事故のみが対象となります。

Q 7. 祖父母等が会員に代り、参観日等のP T A活動に参加した場合に受けた災害は対象となるか。

なります。当日親権者である会員の代理として参加した場合は、給付の対象となります。

Q 8. 持病をもっている会員が、活動中突然発作もしくは発病したような場合は対象となるか。

医師の診断の結果、それがP T A活動がその要因になっているとの診断があれば、災害と認められます。

Q 9. 治療が次年度にまたがる場合はどうなるのか。

継続として給付が受けられます。この場合も治療が完了してから一括して請求して下さい。

Q10. P T A主催の研修旅行中、バスがトラックと衝突して災害を受けた場合は対象となるか。

このような交通機関を利用した場合の災害は、給付の対象外としております。

Q11. 給付を受けている期間中に、新たに別の災害を受けた場合、二重に給付を受けられるか。

二重に給付されます。まったく別の災害とみなします。

Q12. P T A活動に夫婦が参加し同時に災害を受けた場合はどうか。

夫婦それぞれが給付の対象になります。

Q13. 夏季休業中プールで起きた児童・生徒の災害は対象となるか。

一般に休業中のプール開放や校庭開放は、子どもの遊び場として提供され、子どもは自由に使用しています。従ってP T Aが主催した事業とは認められないので、対象とはなりません。

◎給付の手続きについて

Q 1. 給付の請求者はだれになるのか。

所属する単位P T A活動責任者が請求者になります。災害を受けられた場合、災害報告書も責任者から提出していただきます。

Q 2. 給付の請求をするとき、必ず医師の証明が必要か。

入院・通院の場合、給付請求額が2万円未満の少額になるときは、診察券または領収書を添付されても結構です。できるだけ手続きを簡単にしたいと思いますが、重大な事故の場合は必要書類は是非ご提出をお願いします。

Q 3. 会員が治療継続中に他校に転出、引き続き治療している場合はどうしたらよいか。

会員が転出されても事故発生についての見舞金請求は、転出前の会長さんをお願いし、送金も転出前の会長さん宛にいたします。したがって、本人あて送金等も含めて事後処理は転出前のP T A事務局でお願いします。

◎賠償保険について

Q 1. P T A賠償事故とはどんなものか。

P T Aが主催する日本国内におけるP T A活動遂行に起因して被ることのある、次の2つの賠償損害を補償します。

(1) P T A活動遂行に伴う賠償保険（P T A活動危険）

P T A活動に起因した事故により、他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して次の金額内で補償します。

対人賠償 1名につき 5千万円 1事故につき 5億円

対物賠償 1事故につき 5百万円

〈対人・対物いずれも5千円が免責（自己負担）となる〉

(2) 保管物賠償保険（保管物危険）

P T Aが第三者から借用したスポーツ用具等の財物を、P T A会員もしくは児童・生徒が損壊、または紛失・盗取等により、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して次の金額内で補償します。

保険期間中につき 1,000万円 〈いずれも5千円が免責（自己負担）となる〉

Q 2. 補償の対象とならない場合があるか。

たとえば次のような事故は対象外となります。

○P T Aが所有、使用または管理する建物、施設の改築・修理工事の事故

○自動車・車両による事故（自動車保険の対象）

○P T Aの占有を離れた物、または飲食物による事故

○P T Aが借用した財物の瑕疵、自然の消耗または性質による破損

○P T Aが借用した財物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された財物の破損

○P T A活動終了後にPTA活動以外の結果に起因して生じた事故

※ この賠償保険は、保険会社に委託契約してあります。賠償責任を問われると思われる事故が発生した場合は、事故の日時・場所・被害者名・事故の状況など直ちに県P安全会に電話連絡のうえ、示談など事故の処置について相談して下さい。直接保険会社に連絡したり、被害者と示談をしたりしないようにお願いします。